

平成 30 年度  
政策実務研修「自治体の内部統制と監査機能」  
受講報告

高瀬 洋

1. 受講日時

平成 30 年 11 月 26 日～11 月 28 日

2. 受講場所

全国市町村国際文化研修所（大津市）

3. 講義及び講師

「内部統制制度の概要と監査制度の充実について」

総務省自治行政局行政課行政企画官 内海 隆明 氏

「地方自治体の内部統制制度と監査機能」

青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 町田 祥弘 氏

「地方公共団体が行うべき内部統制」

静岡県立大学経営情報学部 教授 小西 敦 氏

「監査事務局の共同設置～設置経緯と設置後の状況について～」

豊前市瀬戸内市監査委員事務局 春森 弘晃 氏

「内部事務の棚卸と検証から始める内部統制の整備」

西宮市総務局担当理事（内部統制） 山本 晶子 氏

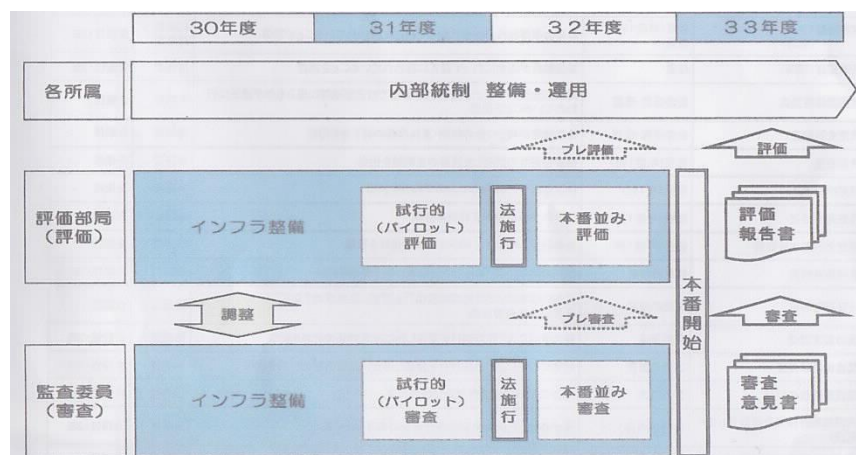
「自治体の内部統制・監査実務における課題」

-民間部門の実務との比較を踏まえて-

大阪市行政委員会事務局長 山下 二郎 氏

## 4. 所 感

今回、表題の「自治体の内部統制と監査機能」という研修を受講した。内部統制については、都道府県と政令指定都市は 2020 年 4 月から内部統制の方針を定め、これに基づき必要な体制を整備（西脇市などは努力義務）すること、また、方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し議会に提出することが定められている。



**内部統制評価・審査の準備スケジュール**

企業の内部統制が遙かに進んでいる筈であるが、法令遵守違反はなくなることはない。

地方公共団体の内部統制は、民間と比べ 15 年遅れているようだ。一般企業において不正が露呈した場合、指名停止や損害賠償等の直接的なペナルティ以外に国民の企業イメージ低下なども加わり企業の存亡にも影響する。先程の地方公共団体は 15 年遅れているというのは、市役所の存亡にも影響するというような危機感を伴う取組には、ならないからかも知れない。

さて、話を研修の中身に移すと、2020 年 4 月からの改革で大きく変わるのは、計画、実施、評価という一連の流れの中で、評価を実担当部門だけがするのではなくて、第三者もするというところである。実担当部門だけの評価だとどうしても甘くなったり、思い込みのミスを見逃しがちになるので、その点は良いのだけれど、誰が第三者評価をするのかという問題やコストの問題も生じてくる。このコストは自治体の規模に比例するものではなく、小さな自治体ほど重荷になるので、まずは都道府県や政令指定都市が義務化というのは納得がいく。また、ICT の活用ということもハッキリ触れられていることにも興味を持った。極力人手が介在する業務を減らしていくことがミスや不正の防止に繋がるし、人件費の削減にもなる。

今回の研修のタイトルを見て、内部統制が進むことにより、監査機能にどのような変化が出てくるのかという所に一番興味を持って参加したが、講義の中身は内部統制をどうやって変えていくのかという部分が中心だったところは少し残念であった。西脇市のような小さな自治体では、内部統制の改革は時期尚早ではあると思うが、兵庫県内では、今回事例紹介があった西宮市以外に三田市も進んでいるようだ。近隣の動向を注視しながら残りの議選監査役の任務を頑張りたいと思った。

以上